

神奈川県と取引のある業者の皆様へ（重要なお知らせ）

平成23年4月1日から、県が随意契約を適用して業務を委託したり物品を賃貸借（リース）する場合には、皆様に見積書の提出を依頼する方法や契約締結の方法を一部変更しますのでお知らせします。

また、同日から、県と契約を締結する際には、

○県が予算執行の適正化を期するために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意していただきます。（県と取り交わす契約書には盛り込み済みですが、これを契約書を作成しない場合にも適用することにします。工事及び工事系委託に該当する契約は除きます。）

○県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除するために実施する事項に、あらかじめ同意していただきます。

なお、4月中に見積書の提出を依頼する場合には従来の方法によることがあります。

個別の発注案件に関する疑問点については、当該案件の発注機関にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

平成23年3月

神奈川県

★契約を締結する場合の主な変更事項

1 業務を委託する場合又は物品を賃貸借（リース）する場合の見積依頼方法等の変更

(1) 見積書の提出依頼は、書面（見積書提出依頼書）により行います。書面は、ファックス、電子メールにより送付することがあります。 ※見積書提出依頼書を用いずに見積依頼する場合があります。

(2) 見積合せを実施した結果、契約を締結することになったときは、書面（発注書又は指示書）を交付します。書面は、ファックス、電子メールにより送付することがあります。

※ただし、契約書を取り交わすときは、発注書等は交付しません。

※また、請書を提出いただく場合には、発注書等を交付しないことがあります。

2 契約を締結する際に約定していただく事項

県の見積書提出依頼に応じて見積書を提出いただいた場合には、次の各事項に同意をいただいたものとみなします。契約を締結することになった場合には、発注書又は指示書に当該事項が契約条件であることを明記します。

なお、契約書を取り交わす場合には、契約書に条文として記載します。契約書の条文の記載例を第2面に掲載しますので、参考にしてください。

(1) 業者調査への協力（工事及び工事系委託を除きます）

発注者が、この契約に係る予算執行の適正化を期するために必要があると認め、受注者に対し当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請したときは、特別の事由がない限り応じます。

(2) 「神奈川県暴力団排除条例」に基づく暴力団等の排除（すべての契約が対象になります）

・ 受注者が、神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団員等であつたり、同条例の規定に違反したと認められたときは、発注者は契約を解除でき、かつ解除に伴う損害賠償の責めを負いません。また、契約を解除したときは違約金を徴収します。

・ 受注者は、契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けたときは、発注者に報告する等の義務を負います。

※暴力団等の排除の取組みについては、裏面もご覧ください。

詳細は、県のホームページの次のページに掲載していますので、ご参照ください。

神奈川県のホームページより 「組織でさがす」 ⇒ 「会計局」 ⇒ 「指導課」 ⇒ 「県に見積書を提出する場合に約定いただく契約条件について」 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100447/>

県の契約から暴力団排除を実施します（すべての契約が対象になります）

「神奈川県暴力団排除条例」が平成23年4月1日から施行されます。この条例は、神奈川県から暴力団を排除していくため、基本理念を定め、県、県民及び事業者等の役割などを明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に役立つように定めたものです。

この取組みの中で、業者の皆様にかかわることとして、県では、県の発注する契約から暴力団等を排除していくこととしています。

具体的には、入札参加資格認定を受けている業者の方にあつては、神奈川県指名停止等措置要領に定める要件に該当するときは、指名停止措置が講じられ、入札に参加できなくなり、契約中のものにあつては契約解除が行われることとなります。入札参加資格認定を受けていない業者の方にあつても、県との契約ができなくなり、契約中のものにあつては契約解除が行われることとなります。

また、県との契約において、暴力団等から不当介入を受けた場合に、県等への報告が義務付けられ、これを遵守しない場合は、ペナルティが課されることとなります。

条例の趣旨をご理解いただき、県の契約からの暴力団排除にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

契約を締結する際に約定していただく契約書の主な条項（物品売買契約書の記載例）

（業者調査への協力）（※工事及び工事系委託を除きます）

- 第〇条 発注者(又は神奈川県知事)が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者(又は神奈川県知事)は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 受注者は、前項の要請があつた場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

- 第〇条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第〇条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第〇条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

問い合わせ先(会計局は共通です)

○見積依頼方法等の変更、業者調査への協力の約定について
○県の契約から暴力団排除を実施することについて

指導課 財務指導第二グループ 045-210-6738
調達課 資格審査グループ 045-210-6721